



子どもの権利に関する条例

子どもの権利を保障し、
子どもの健やかな成長を願って

平成21年3月12日制定

【子どもの願い】

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。



この願いがこめられた前文は、市内の子どもによる会議でつくられました。子どもの願いを受けとめ、子どもが守られる社会にしていくため、すべての子どもが生き生きと健やかに、そして安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

かけがえのない子どもの大切な権利

子どものことを第一に考えて育てます。

子どもが安心して成長できるように育てます。

家庭の役わり

自分の力で育ったり、学んだりできるように、助けます。

事故などが起きないように、安心と安全をまもります。

学校などの役わり

ゆたかに育つ権利

- 学ぶこと。
- 遊ぶこと。
- スポーツに親しむこと。
- しぜんに親しむこと。

安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされること。
- いじめられたり、らんぼうされたりしたら、助けてもらえること。
- 病気になったら、病院などで、みてもらえること。

自分らしく生きる権利

- 自分らしさが大切にされること。
- 自分のひみつが守られること。
- 心と体を休ませる時間をもてること。

意見を表す権利

- 自分の考えや意見が大切にされること。

クラスで話し合いのとき、友だちと

考えがちがっても、自分の考えを

はっきりとつたえていいんだよ。

助けてもらえる権利

- こまったり、つらいきもちになったりしたとき、まわりの人たちに助けてもらえること。

地いきの役わり

みんなで子どもの権利を守ります。ちいきの大切なひとりの人として助けられます。

勉強についていけない、友だちと仲直り

できない、友だちからいやなことをされる...

こまったら、学校の先生やまわりの

大人に相談しよう！

市の役わり

子どもの権利が守られるまちをつくっていきます。子どもの意見が活かされるようにします。子どものために市のしくみを整えます。

○ 小金井市子どもの権利に関する条例 ～平成21年3月12日制定～

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違(まちが)い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真剣(しんけん)に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。子どもは、より良い環境(かんきょう)で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境(かんきょう)が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境(かんきょう)があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創(つく)り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境(かんきょう)」は密接(みせつ)に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境(かんきょう)」が尊重され、安心して生き生きと暮らししていくために、そして「愛情」「意思」「環境(かんきょう)」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていけるために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どももおとなにもはっきり分るかにします。子どもは、その年齢(ねんれい)や成長に、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互(た)が互(た)いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培(つちか)っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われていることばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されています。①子ども 18歳(さい)未満の市民や市のかかわりを持っている人 ②親等 親と、親にかわって子どもを育てている人 ③育ち学ぶ施設(しせつ) 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設(しせつ) ④育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者 育ち学ぶ施設(しせつ)をつくった人、管理する人、そこで働く人

(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいづくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互(た)が互(た)いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。2 おとなは、子どもにとって最も大切になることを第一に考えて、子どもの年齢(ねんれい)と心身の成長にふさわしい支援(しえん)を行うようにしなければなりません。3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされること、だれも同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互(た)が互(た)いの権利を尊重しなければなりません。4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及(ふきゅう))

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に進めるよう、その条件をできるだけ整えます。3 市は、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢(ねんれい)や発達に応じて、それにふさわしい配慮(はいりょ)がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵(おか)すような行為(こうい)を行ってはなりません。(1)命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。(2)いじめ、差別、暴力を受けず、放(はな)つておかないこと。(3)健康について気づかれ、適切な医療(いりょう)が受けられること。(4)愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢(ねんれい)や成長にふさわしい環境(かんきょう)で生活(せいか)できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵(おか)すような行為(こうい)を行ってはなりません。(1)個性や他者との違(ちが)いが尊重されること。(2)プライバシーが守られること。(3)安心して暮らせる場所で自分を休ませる時間を持つこと。(4)自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけて自分をゆたかにしながら、育つことが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵(おか)すような行為(こうい)を行ってはなりません。(1)学ぶこと。(2)遊ぶこと。(3)文化、芸術、スポーツに親しむこと。(4)仲間をつくり、何かのために集まること。(5)自然に親しむこと。(6)必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。(7)社会に貢献(こうけん)する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵(おか)したり、信用を傷つけたり、公の秩序(ちつじょ)に反してはなりません。(1)考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。(2)考えや意見が、その人の年齢(ねんれい)や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援(しえん)を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑(めいわく)をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援(しえん)を受けることが出来ます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設(しせつ)および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使(つか)ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援(しえん)する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最も大切になることを第一に考えなければなりません。3 親等は、育てている子どもに対して、虐待(ぎゃくたい)など、子どもの権利を侵(おか)すような行為(こうい)を行ってはなりません。4 親等は、子どもを育てることに際して、市から必要な情報や支援(しえん)を受けることが出来ます。

(育ち学ぶ施設(しせつ)での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるような支援(しえん)しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者の責任において、子どもにとって最も大切になることを第一に考えるものとします。2 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、障(しょう)がいのある子どもに配慮(はいりょ)し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援(しえん)を特に行わなければなりません。3 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、その施設(しせつ)で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。4 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもに対して、虐待(ぎゃくたい)や体罰(たいばつ)など、子どもの権利を侵(おか)すような行為(こうい)を行ってはなりません。5 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、育ち学ぶに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設(しせつ)での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。6 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱(あつか)わなければなりません。7 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互(た)が互(た)いに連絡(れんらく)し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境(かんきょう)を整え、それを保つよう努力しなければなりません。3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者、関係機関および関係団体と互(た)が互(た)いに連絡(れんらく)し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設(しせつ)や子どもが利用する施設(しせつ)などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害(しんがい)に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害(しんがい)について相談し、または権利の侵害(しんがい)から救われるよう求めることができます。2 市は、子どもの権利の侵害(しんがい)に関する相談について速やかに対応します。3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置(そち)をとります。その際には、関係機関や関係団体と互(た)が互(た)いに連絡(れんらく)し協力し合います。

第6章 雑則

付則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項(じこう)は、市長および教育委員会等が定めます。

この条例は、公布の日から施行(しこう)します。

相談の窓口

スクールカウンセラー (臨床心理士)

各市立小・中学校まで



市立小・中学校各校で、子ども・保護者からの相談を受けます。(週2～3回)

東京都 いじめ相談ホットライン(24時間対応)

幼児から高校生相当年齢を対象に相談を受けます。
☎ 03-5331-8288



東京都 子ども権利擁護専門 相談事業)

☎ 0120-874-374
月～金 9:00～21:00
土・日・祝 9:00～17:00

子どもの人権110番 [法務省]

(平日8:30～17:15)
☎ 0120-007-110
(IP電話の方は東京法務局へ)
☎ 03-5213-1422

東京都 小平児童相談所

平日9:00～17:00 児童福祉司等(医師他)による相談
☎ 042-467-3711



小金井市 子ども家庭支援センター

月～土 9:00～17:00
子どもと家庭に関するあらゆる相談。児童相談所や
民生児童委員等と連携・協力して対応。
☎ 042-321-3146

小金井市 東児童館「思春期相談」
臨床心理士による専門相談。
月1回開催(要予約)
☎ 042-383-1177

子どもの権利はみんながもっています。
思いやりをもって、他の人の権利も守りましょう。

条例の全文は市のホームページでも見ることができます。

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

「子どもの権利に関する条例」で検索してください。

小金井市子ども家庭部児童青少年課

平成28年3月改訂

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話

042-387-9847

